

審査の結果の要旨

氏名 仲田 康一

保護者や地域住民が一定の権限を持って学校運営に参加することを可能とする学校運営協議会（以下、「協議会」）制度が 2004 年に始まった。協議会が置かれた学校は「コミュニティ・スクール」と呼ばれ、保護者や地域住民が学校に対して様々な支援活動を行うことで教育活動の質的向上がもたらされているとも言われる。その一方で、協議会への参加が真に代表性を備えたものであるかという問題や、参加による異なる意見や利害間の対立、葛藤の生起、亢進の可能性についても指摘されてはいるが、そうしたクリティカルな視点からの実証的研究は数少ない。本研究は、こうした現状を踏まえ、調査時点での全協議会を対象に実施した質問紙調査と 4 小学校の協議会のケース・スタディによって、協議会の運営と機能を明らかにしようとしたものである。

第 1 章では、日本と外国における先行研究の到達点と限界を整理し、第一に協議会委員の参加特性を社会的属性（選出区分、ジェンダー、学歴等）に注目して明らかにすること、第二に協議会の活動が保護者に及ぼす影響を明らかにすることを本研究の課題として設定している。

第 2 章では、質問紙調査の結果より、協議会の議論においては女性の保護者委員が他の属性を持つ委員と比較して消極的であることを示している。続く第 3 章では、協議会の組織特性に注目して、このような消極性が生み出されるメカニズムの解明を試みている。具体的な知見として、活動の新規性・拡張性が重視される協議会においては、既に PTA 役員等として様々な活動に携わっている女性保護者委員が二重の負担を引き受けざるを得ないが、それにも関わらず「下働き」が当然視されるだけでなく、過大な負担故に生じる非積極的姿勢が非難を招き、協議会において劣位に置かれてしまうことなどを示している。

第 4 章、第 5 章、第 6 章は、最も長期的かつ集約的に行われた東小学校（仮名）の協議会に関するケース・スタディである。まず第 4 章では協議会での発言回数及び内容の分析を行い、全国的傾向と同じく、保護者委員に「無言委員」が多いことを示している。続く第 5 章では、協議会において教職員委員（管理職）と地域住民委員が協調的関係を築くようになる一方、児童の低学力や種々の行事への保護者参加の低調が問題視され、保護者問責の論理が優勢となっていく過程を分析している。そして第 6 章では、協議会が保護者に対して学校への積極的支援を求める「啓発」活動を行うことが、就労状況や自身の学力面での不安などから容易にはこうした要求に応えられない保護者をさらに窮地に陥らせていく過程と要因が分析されている。このような状況を疑問視する保護者もいたが、集団的な異議申し立てには至らなかった要因の一つとして、保護者間にも相互に問責しあう構造が生じていたことがあった。

終章では、本研究の知見をまとめるとともに、今後の学校参加の研究と制度設計・運用に対する本研究の示唆を論じている。

本研究は、学校と保護者、地域住民との協働が政策的に称揚され、専らその肯定的意味と成果に研究関心が向けられる傾向があるなかで、学校参加の実態を客観的に分析し、保護者の劣位性を生じさせる過程と要因を明らかにした点で特に学術的、政策的な貢献が認められる。よって、本論文は、博士（教育学）の学位を授与するに相応しいものと判断された。